

第 7 号議案

亀岡会館除却等工事請負契約の締結について

亀岡会館除却等工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年亀岡市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 14 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

- 1 契約の目的 亀岡会館除却等工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金 371,358,000 円
- 4 契約の相手方 山口・今井・サンケイ・堤製特定建設工事共同企業体
代表者 京都府亀岡市篠町篠中西裏 20 番地
山口建設株式会社
代表取締役 山 口 博

構成員 京都府亀岡市追分町藪ノ下7番地
今井建設工業株式会社
代表取締役 今 井 重 憲

京都府亀岡市保津町構ノ内40番地
の1
サンケイ都市建設株式会社
代表取締役 山 口 恒 巳

京都府亀岡市馬路町高芝原9番地1
株式会社堤製作所
代表取締役 堤 一 雄



工事請負仮契約書

- 1 工 事 番 号 30文ス第1号
 2 工 事 名 亀岡会館除却等工事
 3 工 事 場 所 亀岡市内丸町地内
 4 請 負 代 金 額 ￥371,358,000—
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥27,508,000—
 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項
 及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定
 により算出したもので、請負代金額に108分の8を乗じて得た額であ
 る。
- 5 工 期 着工 議会の議決のあった翌日
 完成 平成31年9月30日
- 6 契 約 保 証 金 要
 7 解体工事に要する費用等 省略
 第1条（総則）から第57条（補則）まで 省略
 （仮契約の条項）
- 第58条 この契約書は、発注者がこの契約について、亀岡市議会の議決を得
 たときに、本契約書として効力を発生するものである。

この契約を証するため本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、
 各自1通を保有する。

平成30年5月22日

発注者 京都府亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市長 桂川孝裕 薩

山口・今井・サンケイ堤製特定建設工事共同企業体
 代表者

受注者 住 所 京都府亀岡市篠町篠中西裏20番地
 商号又は名称 山口建設株式会社
 代 表 者 名 代表取締役 山口 博 (印)

構成員

住 所 京都府亀岡市追分町藪ノ下7番地
 商号又は名称 今井建設工業株式会社
 代 表 者 名 代表取締役 今井 重 憲 (印)

住 所 京都府亀岡市保津町構ノ内40番地の1
 商号又は名称 サンケイ都市建設株式会社
 代 表 者 名 代表取締役 山口 恒 巳 (印)

住 所 京都府亀岡市馬路町高芝原9番地1
 商号又は名称 株式会社堤製作所
 代 表 者 名 代表取締役 堤 一 雄 (印)

工事請負契約締結議案明細書（予定）

契約の目的	亀岡会館除却等工事
契約の方法	一般競争入札
契約金額	金 371,358,000 円
契約の相手方	<p>山口・今井・サンケイ・堤製特定建設工事共同企業体</p> <p>代表者 京都府亀岡市篠町篠中西裏20番地 山口建設株式会社 代表取締役 山口 博</p> <p>構成員 京都府亀岡市追分町藪ノ下7番地 今井建設工業株式会社 代表取締役 今井 重憲</p> <p>京都府亀岡市保津町構ノ内40番地の1 サンケイ都市建設株式会社 代表取締役 山口 恒巳</p> <p>京都府亀岡市馬路町高芝原9番地1 株式会社堤製作所 代表取締役 堤 一雄</p>
工事場所	亀岡市内丸町地内
工 期	<p>着工 議会の議決のあった翌日</p> <p>完成 平成31年9月30日</p>
工事概要	<p>■ 亀岡会館除却工事</p> <p>施設概要</p> <p>構造・階数：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階 地下1階</p> <p style="padding-left: 20px;">：敷地面積 1,993㎡</p> <p style="padding-left: 20px;">：延べ床面積 5,527㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事 一式 ・ 電気設備工事 一式 ・ 機械設備工事 一式 <p>■ 跡地駐車場整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事 一式 アスファルト舗装工、カーゲートシステム設置工他 ・ 電気設備工事 一式 屋外灯設備